

週刊住宅

2022年(令和4年) 2月28日号
NO. 2997 (毎週月曜日発行)

年ぎめ購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

「不動産の評価額を知りたい」

相続相談の場面で良く聞かれる質問。このような場合に、その評価額を何のため

に使うのかを意識しなければ、問題解決にはつながらない。
・2つの評価額
相続の場面で問題になる不動産の評価額は、大きく分けて2つある。①相続税額を計算するための評価額

192

「相続不動産の評価でまず抑えておくべきこと①」

と、②遺産分割協議などを行つたための評価額である。不動産以外のほとんどの財産は、①と②は一致している。例えば、1000万円

の現金の相続税評価は1000万円ではない。それなので、不動産以外の場合には、この①、②の違いを意

識することはあまりない。しかし、不動産は同じものが2つとない財産で、評価すること自体が難しい財産である。実際に、①と②の

評価には大きな乖離が生じている(後述のように評価額は②<①となること

が2つとない財産で、評価すること自体が難しい財産である。実際に、①と②の評価には大きな乖離が生じている(後述のように評価額は②<①となること

税計算のための評価額

識することにはあまりない。しかし、不動産は同じものが2つとない財産で、評価すること自体が難しい財産である。実際に、①と②の

評価には大きな乖離が生じている(後述のように評価額は②<①となること

が2つとない財産で、評価すること自体が難しい財産である。実際に、①と②の

評価には大きな乖離が生じている(後述のように評価額は②<①となること

が2つとない財産で、評価すること自体が難しい財産である。実際に、①と②の



kob_yashi@kkantei.com

理士に相談すれば教えてくれると思う。

(続きは次号で)

鎌倉鑑定 小林雅裕

247-0056 神奈

川県鎌倉市大船2-19-35

14F

電話 0467-22-77

72 ファクス 045-

330-5773 携帯

080-4196-116

7